5　Summary
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Subscriptions to Foreign Journals for 2013 A 1 set Subscriptions to Foreign Journals for 2013 B 1 set　を
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Subscriptions to Foreign Journals for 2013 from A to F 1 set each　に
それぞれ訂正します。

入札公告の訂正

平成 24 年 11 月 12 日
契約担当職
独立行政法人産業技術総合研究所
中部センター
中部研究業務推進部長　中島　義昭
◎調達機関番号　544　◎所在地番号　23

○産総第 76 号

1　掲載日　平成24年10月５日（号外政府調達第191号）
2　訂正内容　33ページ２段目、15行目、１⑵中「1,100kW」を「960kW」に、４段目、42行目、５⑶中「1,100kW」を「960kW」にそれぞれ訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 24 年 11 月 12 日
支出負担行為担当官
北陸地方整備局長　橋場　克司
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　梯川逆水門耐震補強外工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　石川県小松市下牧町地先及び白山市美川永代町地先
⑷　工事内容　耐震補強工事　２施設
梯川逆水門耐震補強工事
地盤改良工（深層混合処理工法高圧噴射撹拌方式）310本
床版補強工（鉄筋コンクリート増厚補強）778㎡
門柱補強工（ＰＰ工法）３柱：439㎡
門柱補強工（ＲＣ巻立工法）３柱：339㎡
仮設工　１式
美川水門耐震補強工事
梁部補強工（鉄筋コンクリート増厚）33㎥
門柱補強工（アンカー鉄筋工）216箇所
⑸　工期　締結の翌日から契約平成26年２月28日まで
⑹　工事の実施形態
１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。
２）本工事は、総合評価落札方式の試行工事のうち、開札後に技術提案の評価を行う二封筒事後審査型総合落札方式の試行工事である。
３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
ただし、総合評価落札方式に係る提案範囲は対象としない。
４）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、北陸地方整備局総務部契約課に承諾願を提出すること。
５）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
６）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における平成23・24年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成10年度以降に元請けとして完成した工事で、下記１）から３）の要件を満たす工事の施工実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。なお、建設共同企業体にあっては、全ての構成員が下記の施工実績を有すること。
ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
１）河川工事における次のイ）からロ）のいずれかの新築又は改築工事であること。
イ）最大径間長が５m以上の堰、水門又は閘門の工事であること。
ロ）堤防を横過して設置された樋門又は樋管の工事で、内空断面積の合計が５㎡以上であること。
２）深層混合処理工法の地盤改良工事であること。
３）１）から２）は同一工事でなくても良い。
⑹　建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者または、監理技術者を本工事に配置できること。
１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
２）平成10年度以降に、元請けとして完成した下記①から③に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
なお、建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が下記①から③に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。
ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
①　次のイ）からハ）のいずれかの工事であること。
イ）河川工事における堰、水門又は閘門の新築又は改築工事であること。
ロ）河川工事で堤防を横過して設置された樋門又は樋管の新築又は改築工事であること。
ハ）河川内における鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の工事であること。
②　深層混合処理工法の地盤改良工事であること。
③　①から②は同一工事でなくても良い。
３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。